

集団回収を開始するにあたって

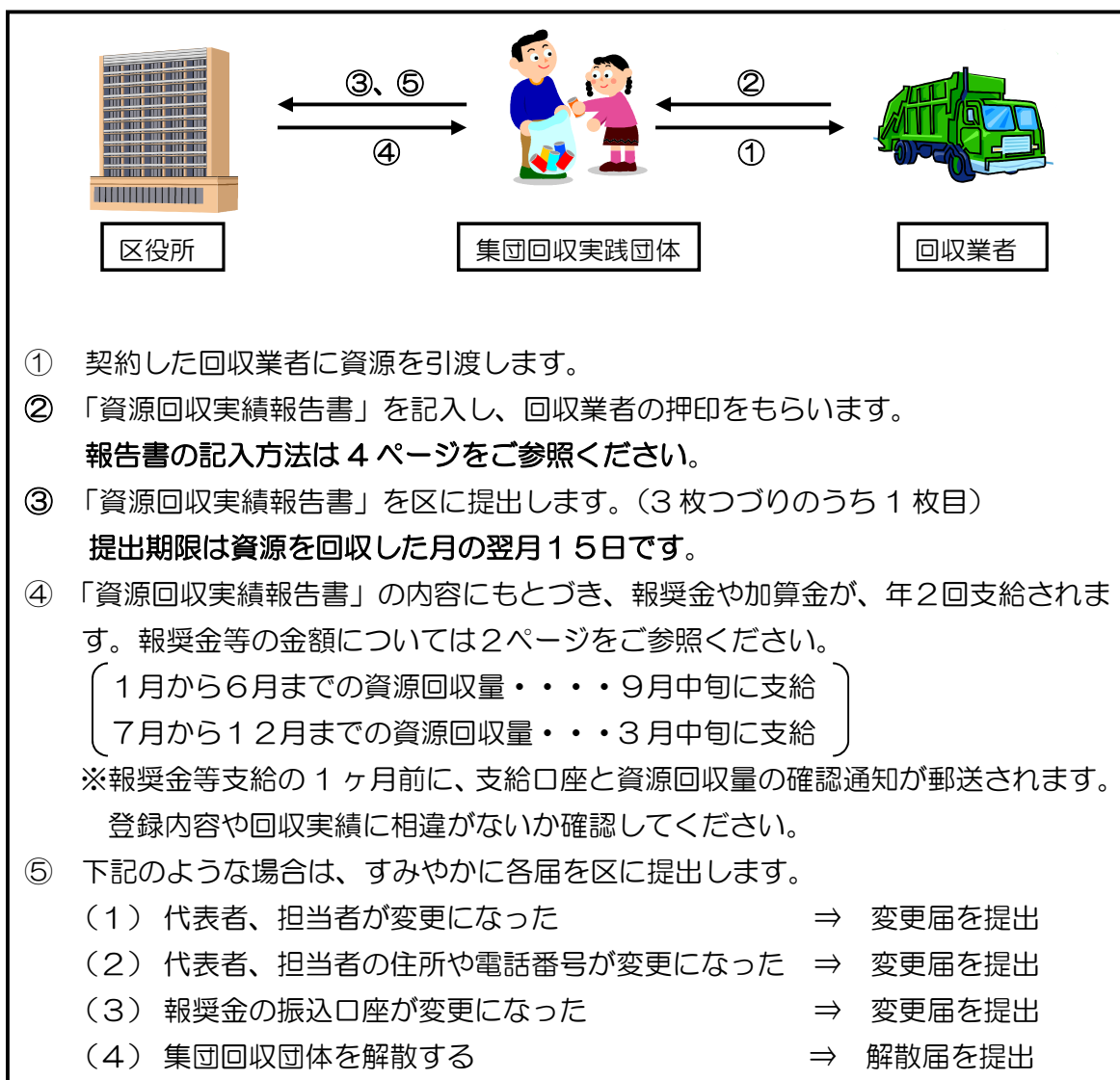
本区の清掃行政について御協力を賜り、誠にありがとうございます。

集団回収は、地域の皆様が主体となっていく、身近な資源回収活動です。良質な資源が回収でき、ごみの減量に役立つことから、区では集団回収活動を支援しています。

これから集団回収を始められる皆様には、本紙の内容をご理解いただき、活動くださいますようお願いいたします。

葛飾区環境部清掃事務所

◎集団回収の流れ



◎「資源回収実績報告書」および各届の提出先は4ページをご参照ください。

新しい報告書や届出用紙は郵送いたします。提出先窓口へご連絡ください。

また、葛飾区ホームページでは、届出用紙のダウンロードや電子申請ができます。

<http://www.city.katsushika.lg.jp>

[トップページ](#) > [くらしのガイド](#) > [ごみ・リサイクル](#) > [ごみ・リサイクル](#) > 地域の自主的な資源回収活動

(集団回収)を始めませんか

◎区の支援

(1) 報奨金

報奨金の支給金額は、資源の回収量1kgあたり、7円です。
報奨金はすべての団体に支給されます。

(2) 加算金

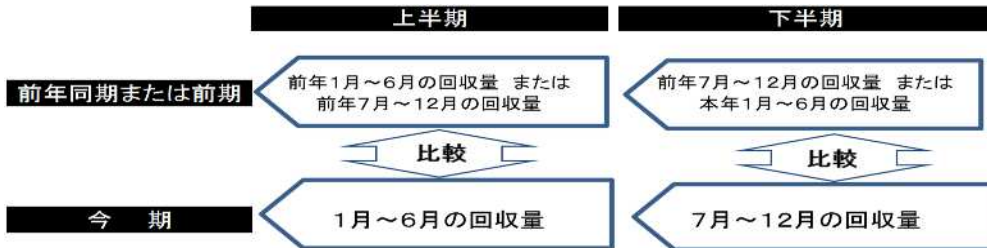
報奨金に加え、以下の条件を満たす団体には、加算金が支給されます。
加算金の支給金額は、回収量の合計により5段階に分かれます。

●加算金の支給条件

①と②の両方を満たした団体へ、加算金を支給します。

- ① 前年同期と比較して、回収量が5%以上増加している。※
- ② 対象期間内の回収量合計が500kg以上である。

※一度支給条件を満たすと、前年同期または前期と比較して回収量が5%以上減少しない限り、加算金は継続して支給されます。



●加算金の支給金額（1回分）

加算金金額	6ヶ月間の回収量合計	
6,000円	500kg以上	5,000kg未満
11,000円	5,000kg以上	20,000kg未満
16,000円	20,000kg以上	30,000kg未満
21,000円	30,000kg以上	40,000kg未満
26,000円	40,000kg以上	

●加算金Q&A

Q1 加算金と報奨金は何が違うの？

A1

加算金は、長く活動を継続している、資源回収量が増えているなど、集団回収活動が活発な団体へ、より手厚く支援することを目的としています。そのため、報奨金は回収実績がある全ての団体に支給されますが、加算金は条件を満たす団体にのみ支給されます。

Q2 一度対象となれば、回収量が5%以上減少しない限り、継続されるのはなぜ？

A2	資源回収量を増やし、活発になった活動状態が維持されているためです。区では、このような団体の活動は、ごみの減量や地域コミュニティの活性化に寄与していただくと考えております。
----	---

※ただし、加算金支給の算定を、上半期と下半期で分けて行うため、上半期で支給されたが、下半期では支給されない、という場合もあります。

Q3 加算金の支給に手続きは必要なの？

A3	加算金は、毎月の報告書を基に算定しますので、特別な手続きは必要ありません。報奨金とあわせて、年2回（3月、9月）、振込口座に支給いたします。
----	--

◎ご注意ください

葛飾区ごみ減量・3R推進キャラクター

りー（Ree）ちゃん



※集団回収分と明記してある場合を除き、区の集積所などから資源を集めることはしないでください。

(1) 資源の回収方法をご確認ください

集団回収では、資源の回収品目、出し方、収集方法が、回収業者によって異なります。収集を始める前に、もう一度、回収業者と確認しましょう。雨の日の回収方法なども話し合っておくと良いでしょう。

回収方法を変更するときは、まず回収業者にご相談ください。そのうち、回収品目、実施予定回数、回収業者を変更した場合は、区にお電話などで連絡をお願いします。（届出用紙の提出は必要ありません。）

(2) 集団回収の資源は、一見してわかるようにしてください

集団回収の資源回収場所が区のごみ集積所と近接しておりますと、間違えて区が回収してしまうおそれがございます。

集団回収の資源は、集積所から離れた場所に保管する、看板を掲示して集団回収の資源であることを明確にするなどの工夫をお願いいたします。

誤って区が回収してしまった場合も、弁償などいたしかねますので、あらかじめご了承ください。（区の回収を停止している場合も同様です。）

(3) 集団回収の対象は、ご家庭からでる資源です

会社、店舗などの事業者から出る資源は、集団回収の対象にはなりません。「資源回収実績報告書」には、ご家庭からでた資源の量のみをご記入ください。集団回収分と明記してある場合を除き、区の集積所などから資源を集めることはしないでください。

(4) 報奨金や加算金の使途を明確にしてください

区からの報奨金や加算金は、集団回収活動やその他の地域活動にご利用ください。

報奨金等の使途は、団体内で話し合った上で決定し、収支の報告を行いましょ。報奨金等の使途について、区に報告していただく場合もございます。

報告書の記入方法

日付の元号が平成の場合は令和に読み替えてお使いください。

本紙は、OCR機器で読み取りますので、以下の点にご注意ください。

- ・2B以上の濃さの鉛筆、または黒ボールペンでご記入ください。
- ・数字は枠内からはみ出さないように、記入例を参照の上、はっきりご記入ください。
- ・枠内に、数字以外の文字や汚れ等がありますと、数字と誤認してしまいます。文字は必ず、枠外か備考欄にご記入ください。
- ・訂正がある場合は、お手数ですが新しい用紙に書き直してください。

(第7号様式) **資源回収実績報告書** (区役所提出用)

回収業者名 △△△紙業 印 ① 令和 2 年 1 月 1 5 日 ③

実践団体名 かつしかリサイクル会

代表者住所 葛飾区立石5-13-1

氏名 葛飾 太郎 ② 回収業者番号 : : : : ④

電話 03-3695-1111 団体登録番号 000000 ⑤

実施日 令和 2 年 1 月 1 日 1 日 ⑥

記入例 (右つめて記入して下さい)
ポイント 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

次のとおり、資源回収実績を報告します。

品目	総量 kg	1kg当たり単価	売払金額 円	備考
新聞紙	200	1	200	⑦
雑誌	100	0	0	
段ボール	80	0	0	
牛乳パック	:	:	:	
その他紙類	:	:	:	
布類	6	0	0	
金鉄類	30	0	0	
アルミ類	106	:	106	
その他金属類	:	:	:	
リターナブルびん	:	7 本	7	⑧ びんを計量しない場合は、本数を記入して下さい。 (1本=0.6kgに換算) 計欄のkg未満は切り捨てして下さい。
リターナブルびん	:	20 本	20	
リターナブルびん	:	9 本	0	
リターナブルびん計	27	36 ×0.6	27	
リターナブルびん以外のびん類	:	:	:	⑩ 7本 × 0.6kg = 4.2kg
その他	200	:	200	⑪ ビールケース
合計	548	:	533	⑫

(注) 提出先 : 葛飾区環境部清掃事務所
提出期限 : 回収を行った翌月15日まで
〒124-0012 葛飾区立石5丁目13番1号

- ① 報告書に内容を記入したのち、回収業者に押印をもらってください
 - ② 団体名、住所、氏名、電話番号をご記入ください
氏名、電話番号は担当者様のご連絡先でも結構です
 - ③ 記入した日付をご記入ください
 - ④ 回収業者番号は別紙をご参照ください
 - ⑤ 団体登録番号は登録証に記載されています
判らない場合は清掃事務所へお問合わせください
 - ⑥ 実施日をご記入ください
ひと月のうち、同じ回収業者で複数日実施された場合は、数日分をまとめてご記入いただけます
その場合は、枠内に一番はじめの実施日、枠外にその他の実施日をご記入ください
 - ⑦ 回収業者の伝票より、資源の回収量と単価、売払金額をご記入ください
数字は右つめてご記入ください
マイナス記号は左端にご記入ください
小数点以下の回収量は切り捨てになります
- | | |
|---|---|
| 1kg当たり単価 | 売払金額 円 |
| : | 200 |
- ⑧ リターナブルびんとは、返却、詰め替えによって、くり返し使用できるびんです
計量した場合は、重さ(kg)をご記入ください
計量しない場合は、本数に0.6kgを積算した値が重さになります
(小数点以下切り捨て)
※両方の記載がある場合は、計量した値を採用します
 - ⑨ リターナブルびんは合計欄があります
総量、本数、売払金額の合計を、忘れずにご記入ください
 - ⑩ ワンウェイびん(使い捨て)の本数は備考欄にご記入ください
計量がない場合は、リターナブルびん同様、本数に0.6kgを積算した値が重さになります
(小数点以下切り捨て)
 - ⑪ その他がある場合は、備考欄に品目をご記入ください
 - ⑫ 総量、売払金額の合計を、忘れずにご記入ください

- 報告書は3枚つづり(複写)で1組です。
- 1枚目は、区役所提出用です。実施日の翌月15日までに計量伝票とともに下記の窓口へご提出ください。(計量伝票は回収業者から区に提出される場合もありますので、ご不明の場合は回収業者にご確認ください。)
- 2枚目は、実践団体控です。集団回収実践団体で保管して下さい。
- 3枚目は、回収業者控です。回収業者に押印をもらった際にお渡しください。

【書類提出および問い合わせ先】 葛飾区環境部清掃事務所
〒124-0012 葛飾区立石5-13-1
電話 03-3693-6113 (直通)